



柏監第75号
平成22年8月27日

柏市長 秋山浩保様

柏市監査委員	吉井忠夫
柏市監査委員	酒井成浩
柏市監査委員	上橋泉
柏市監査委員	山田保夫

平成21年度柏市健全化判断比率等審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成21年度柏市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成 2 1 年度 柏市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 2 2 年 7 月 3 0 日から平成 2 2 年 8 月 1 0 日まで

3 審査の概要

本件審査は，市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められた。また，健全化判断比率は，早期健全化基準を下回っていた。

記

健全化判断比率(%)	(21年度)	(20年度)	早期健全化基準(%)
(1)実質赤字比率	—	—	11.25
(2)連結実質赤字比率	—	—	16.25
(3)実質公債費比率	11.5	12.4	25.00
(4)将来負担比率	110.3	124.7	350.00

(注) 「—」は，赤字でないことを表す。

平成 21 年度 柏市資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 22 年 7 月 30 日から平成 22 年 8 月 10 日まで

3 審査の概要

本件審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。また、いずれの会計も経営健全化基準を下回っていた。

記

	特 別 会 計 名	資金不足比率 (%)		経営健全化 基準 (%)
		21年度	20年度	
法 適 用 企 業	病院事業会計	—	—	20.00
	水道事業会計	—	—	20.00
企 法 非 適 用 業	下水道事業特別会計	—	—	20.00
	公設総合地方卸売市場 事業特別会計	—	—	20.00

(注) 資金不足比率 (%) 欄の「—」は、資金不足が生じていないことを表す。